

林地開発許可申請の手引

令和8年4月

徳島県農林水産部森林土木・保全課

はじめに

森林は、水源のかん養や土砂災害の防備、生活環境の保全・形成など、私たちの暮らしに重要な役割を果たしており、これらの機能を特に発揮させる必要がある森林については、保安林として一定の制限を設け維持管理を図っているところです。

一方、保安林に指定されていない森林であっても場所や地形に応じた役割があり、無秩序な開発によってその機能が破壊されてしまった場合、この回復には非常な困難を伴うこととなることから、開発に当たっては、森林の有する役割を阻害することがないよう適正に行う必要があります。

そこで、森林での開発行為に当たって事前に知事の許可を必要とする「林地開発許可制度」により、森林の土地の適切な利用の確保に努めているところです。

この手引は、森林において開発行為をしようとする方に、その手続を円滑に進めていただくため、基準や留意点などについて取りまとめたものです。

制度の趣旨について御理解いただき、森林を適切に利用しつつその機能が十分発揮されるよう御協力をお願いします。

- 1 本手引で用いる法令等は、次表に掲げる略称を使用しています。

略号	法令等の名称
法	森林法（昭和26年法律第249号）
政令	森林法施行令（昭和26年政令第276号）
規則	森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

目 次

第 1	林地開発許可制度	1
1	許可の対象となる開発行為	
2	許可の対象となる森林	
3	許可の対象となる開発行為の規模	
4	許可の申請ができる者	
5	許可の基準	
6	許可の対象とならない開発行為	
第 2	事前手続	7
1	事前相談	
2	他法令等との調整	
3	地域住民等との調整	
4	事前手続の終了	
第 3	許可申請から許可まで	10
1	申 請	
2	申請書に添付すべき書類	
3	申請書類の作成に当たって	
4	他法令等との関係	
5	許可の決定	
第 4	開発の実施から完了まで	19
1	許可条件の遵守	
2	着 手	
3	行為の実施	
4	開発行為の計画の変更	
5	その他の変更	
6	災害発生時における措置	
7	開発行為の中止等	
8	許可期間の延長	
9	完 了	
10	部分完了	
11	書類の提出先及び部数	

第5	連絡調整	25
1	連絡調整	
2	着手から完了まで	
第6	その他	26
1	許可の対象とならない森林における開発行為の制限	
2	小規模な開発行為の制限	
別紙		27
1	用語の説明及び関係	
2	様式	
参 考		
1	許可のながれ	
2	関係法令	
3	徳島県林地開発許可基準	

第1 林地開発許可制度

1 許可の対象となる開発行為

法第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「林地開発許可」という。）の対象となるのは、土石の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為とし、次のような行為が該当*1する。

ア 道路の新設又は改築

道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等において定義される道路に限定するものでなく、いわゆる道路としての形状及び機能を有しているものが該当。（一般公共の用に供しているか否かは問わない。）

イ 別荘地の造成

保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置するものが該当。

ウ スキー場の造成

切土・盛土を伴うゲレンデの造成を行うスキー場の造成が該当し、抜根や整地を伴わず立木の伐採を行うのみの簡易なスキー場の造成の場合は許可を要しない。

エ ゴルフ場の造成

地方税法（昭和25年法律第226号）等で規定するゴルフ場の定義以外の施設であっても利用形態等からゴルフ場と認められるものを含む。

オ 宿泊施設、レジャー施設の設置

ペンション、保養所、総合運動公園、ゴルフ練習場、ドッグラン施設、サーキット場、動・植物園、公園墓地（屋外レクリエーションの場として利用される施設を併せ持つ墓地）等が該当。

カ 工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置を除く）

学校教育施設、病院、老人ホーム、再生可能エネルギーを活用した発電施設、駐車場、テニスコート・野球場・サッカー場（単一目的である場合に限るものとし、興業目的の場合はレジャー施設とみなす。）、墓地等が該当。

キ 太陽光発電設備の設置

ク 住宅団地の造成

ケ 土石等の採掘*2

*1 立木を伐採した後、土地の形質を変更することなく工作物を設置する場合であっても、設置によって森林の土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為については、許可の対象となるので注意すること。

*2 「土石等の採掘」にあつては、開発行為が終了した後は、森林又は緑地の復元する必要があるので注意すること。

2 許可の対象となる森林

林地開発許可の対象となる森林は、法第5条に基づき知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林（以下「対象民有林」という。）^{*3}のうち、次に掲げる森林を除いた区域とする。

ア 林地開発許可の対象とならない森林

（ア）法第25条による保安林又は法第41条による保安施設地区

（イ）海岸法（昭和31年法律第101号）第3条による海岸保全区域内の森林

イ 林地開発許可の適用が除外される森林

（ア）試験研究の目的に供している森林であって、農林水産大臣の指定するもの

（イ）宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。）たる森林であって、農林水産大臣の指定するもの

3 許可の対象となる開発行為の規模

林地開発許可の対象となる開発行為の規模は、政令第2条の3の規定により次のとおりとする。

（1）道路の新設又は改築

専ら道路の新設又は改築を目的とする行為^{*4}にあつては、路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分^{*5}を除いた道路の幅員が3メートルを超えるもので、形質を変更する対象民有林の土地の面積が1ヘクタールを超える規模の行為。

なお、道路の改築にあつては、拡幅に係る部分だけではなく、旧道部分も含めた改築後の道路の幅員が3メートルを超える場合に許可を要することとなるので留意すること。

*3 法における「森林」は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地（土地の上に存する立木竹を含む。）をいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目の「山林」とは必ずしも一致しないことから、地域森林計画の基礎として県が整備する森林計画図により確認すること（第2の1）。

*4 一体とした開発行為に道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まないものをいう。このため、土石の採取等を行う場合に必要な輸送用の道路を新設する場合などで、土石の採取と輸送用の道路の新設に係る面積の計が1ヘクタールを超えていれば許可の対象となる。

*5 「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分をいい、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するために必要な最小限度のものをいう。

(2) 太陽光発電設備の設置

太陽光発電設備の設置を目的とする行為にあつては、形質を変更する対象民有林の土地の面積が0.5ヘクタールを超える規模の行為。

(3) その他の土地の形質の変更

前2号に掲げる行為以外の行為にあつては、形質を変更する対象民有林の土地の面積が1ヘクタールを超える規模の行為。

(4) 留意すべき事項

ア 「土地の面積」は、対象民有林において実際に形質を変更する土地の面積とし^{*6}、水平投影面積による。

イ (1)及び(2)の開発行為の規模は、別紙1の開発行為に係る森林の区域(以下「林地開発区域」という。)の面積とし、次の区域は、規模の算定に含まない。

(ア) 形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の土地

(イ) 対象民有林の範囲外において形質を変更する区域の土地

4 許可の申請ができる者

林地開発許可の申請をすることができるのは、開発行為をしようとする森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者とする。

5 許可の基準

申請の内容が、法第10条の2第2項で定める次のいずれかに該当する場合には、許可しないものとする。

なお、基準の詳細については、参考2の「徳島県林地開発許可基準」(以下「許可基準」という。)による。

(1) 災害の防止(第1号)

森林の有する災害防止の機能が、開発を行うことによって失われ、その森林の周辺の地域において土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるとき。

*6 道路の新築又は改築にあつては、路面の面積だけでなく、法面等を含んだ面積とする。

(注) 開発行為が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項第 7 号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 13 条第 1 項の基準に、同法第 30 条第 1 項の許可を要する場合は同法第 31 条第 1 項の基準に適合することをもって、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の基準に適合するものとして差し支えない。

(2) 水害の防止（第 1 号の 2）

森林の有する水害防止の機能が、開発を行うことによって失われ、その森林の機能に依存する地域における水害を発災させるおそれがあるとき。

(注) 開発行為が都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を要する場合は同法第 33 条第 1 項第 3 号の基準に適合することをもって法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の基準に適合するものとして差し支えない。

(3) 水資源の確保（第 2 号）

森林の有する水源のかん養の機能が、開発を行うことによって失われ、その森林の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 環境の保全（第 3 号）

森林の有する環境保全の機能が、開発を行うことによって失われ、その森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるとき。

6 許可の対象とならない開発行為

次のいずれかに該当する行為については、法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を要しない。ただし、この場合においても、法の趣旨に則り、5 の許可基準に適合した開発行為となるよう留意すること。また、(1) 及び(3)によるものにあつては、第 5 により、あらかじめ開発行為についての連絡調整を行うものとする。

(1) 国又は地方公共団体が行う場合

ア 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）。以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第 3 条に規定する改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）

イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構

ウ 独立行政法人水資源機構

エ 地方住宅供給公社

オ 地方道路公社（徳島県には存在しない）

カ 土地開発公社

(2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる次に掲げる事業

ア 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

イ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

ウ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）

エ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設及び同項第 2 号に規定する区画整理

オ 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設

キ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設

ク 港湾法第 2 章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

ケ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

コ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館

サ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

シ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 5 項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）

ス 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

- セ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設
- ソ 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル
- タ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物
- チ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業（第 13 号に該当するものを除く。）
- ツ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
- テ 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

第2 事前手続

1 事前相談

(1) 対象民有林の確認

開発行為をしようとする者（以下「開発行為予定者」という。）は、行為をしようとする区域が対象民有林に該当するか、森林の所在する市町村に応じて当該区域を管轄する徳島県農林事務所（以下「農林事務所」という。）又は徳島県林業振興課に確認するものとする。

(2) 相談

林地開発許可には開発の内容や規模によって審査等に相当の日数を要することから、手続を円滑に進めるため、開発行為予定者は、あらかじめ次の事項を明らかにした開発行為計画書をもって、農林事務所に相談するものとする。

この場合において、行為をしようとする区域が二以上の農林事務所の所管区域にわたるときは、予定区域のうちもっとも広い森林を所管する農林事務所に相談するものとする。また、徳島県以外の区域にわたるときは、該当する他県にも相談するものとする。

- ア 開発区域の位置、区域及び面積
- イ 開発行為を行う土地の利用目的
- ウ 開発行為によって予定される建築物その他の施設の種類及び規模
- エ 工事に係る設計図書
- オ 工事の着手及び完了予定時期
- カ 工事施工者の住所及び氏名
- キ 開発区域の概要がわかる写真

(3) 審議会への諮問

次に該当する場合は、あらかじめ徳島県森林審議会に諮問するものとする。

- ア 開発行為に係る森林の土地の面積が、10haを超えるもの
- イ 開発行為に係る森林の区域に、徳島県豊かな森林を守る条例第14条で規定する第一種森林管理重点地域を含むもの

2 他法令等との調整

開発行為に際しては、法以外にも盛土規制法等、さまざまな法令等の制限を受けられる場合があるため、開発行為予定者は、開発行為の内容に応じて、徳島県土地利用指導要綱（昭和48年徳島県告示第493号、以下「指導要綱」という。）第3条に定める開発行為の協議を行うものとする。

なお、開発行為の目的に応じた所管課（協議する相手先）は、次のとおり（（1）から（10））である。さらに、法令等による国の機関の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合にあっては、別途調整を行うものとする。

- （1）「工場・商業施設用地」にあっては、経済産業部産業成長推進課
- （2）「観光レクリエーション施設用地」にあっては、観光スポーツ文化政策課
- （3）「砂利・岩石の採取」にあっては、国土整備部河川政策課
- （4）「墓地用地」にあっては、生活環境部安全衛生課
- （5）「廃棄物処理施設用地」にあっては、生活環境部資源循環課
- （6）「残土処分場用地」にあっては、生活環境部環境管理課
- （7）「農林水産業（施設）用地」にあっては、農林水産部農林水産政策課
- （8）「住宅用地、都市計画区域内におけるゴルフコース用地及びその他用地」にあっては、国土整備部都市計画課
- （9）「都市計画区域外におけるゴルフコース用地及びその他用地」にあっては、国土整備部用地対策課
- （10）「山林の土採取」にあっては、農林水産部森林土木・保全課

3 地域住民等との調整

林地開発許可の手続を円滑に進めるため、開発行為予定者は、あらかじめ事業区域及び周辺区域の住民を対象とした説明会を開催するなどの方法により開発行為の内容を周知して地域住民等の意見や要望を収集するとともに必要な措置を行い、開発行為の実施に対する合意形成に努めるものとする。

4 開発行為の一体性

開発行為の一体性を総合的に判断するため、開発行為予定者は次に掲げる事柄を農林事務所に相談するものとする。

- （1）実施主体の一体性
- （2）実施時期の一体性
- （3）実施箇所の一貫性
- （4）太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性

[林地開発許可に係る相談等を受け付ける県の機関]

対象民有林の所在	相談等に対応する県の機関
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、 名西郡及び板野郡	徳島農林事務所林業振興担当
吉野川市及び阿波市	吉野川農林事務所林務担当
阿南市及び那賀郡	阿南農林事務所林業振興担当
海部郡	美波農林事務所林務担当
美馬市及び美馬郡	美馬農林事務所林業振興担当
三好市及び三好郡	三好農林事務所林業振興担当

第3 許可申請から許可まで

1 申請

開発行為予定者（許可を受けようとする者、申請者）は、別記第1号様式の申請書に必要な書類を添えて農林事務所に提出するものとする。この場合における提出部数は2部とし、内容等に係る不備を指摘されたときは、速やかに補正しなければならない。

なお、書類の作成に当たって疑問等が生じたときは、随時、農林事務所に相談し、指示を受けるものとする。

2 申請書に添付すべき書類

申請書には、規則で定める次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、農林事務所から書類の追加を指示されたときは、これに従うものとする。

(1) 位置図及び区域図（規則第4条第1号）

(2) 計画書（規則第4条第2号）

ア 事業計画書（別記第2号様式）

(ア) 開発行為をしようとする森林の所在場所及び権利状況（別記第2-1号様式）

(イ) 造成する森林の所在場所、面積及び造成方法（別記第2-2号様式）

(ウ) 造成する緑地の所在場所、面積及び造成方法（別記第2-3号様式）

(エ) 土地利用計画明細表（別記第2-4号様式）

(オ) 排水施設計画総括表（別記第2-5号様式）

(カ) 土砂流出防止施設計画総括表（別記第2-6号様式）

(キ) 開発区域内における法令等に基づく制限等（別記第2-7号様式）

(ク) 残置森林等の管理に関する誓約書（別記第2-8号様式）

イ 現況図

ウ 流域現況図

エ 土地利用計画図

オ 造成計画縦横断図

カ 土工定規図

キ 防災施設詳細図

ク 排水施設計画図

ケ 施工中災害防止図

コ 開発求積図

- サ 開発行為に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- シ 一時利用の場合には、利用後の原状回復方法
- ス 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- セ 開発行為の施行工程
(仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記述すること)
- ソ 防災施設の維持管理方法
 - (ア) 開発行為の施行中における維持管理の方法として、以下の内容を記載すること。
 - (a) 点検のスケジュール（点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「〇月」、点検頻度は「〇か月ごと」のように具体的に付すこと（「洪水期に〇回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること）。）
 - (b) 個別の点検項目（防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等を記載すること。）
 - (c) 点検結果に応じて必要となる対応（損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。）
 - (d) 点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法（点検又は対応した箇所ごとに記録すること。）
 - (イ) 開発行為の完了後における維持管理の方法を（ア）と同様に記載すること。
- タ その他参考となる事項

(3) 施行の妨げとなる権利^{*7}を有する者の同意を得ていることを証する書類（規則第4条第3号）

(4) 許可を受けようとする者を証する書類（規則第4条第4号）

- ア 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
- イ 法人でない団体である場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ウ 個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので氏名及び住所を証する書類

(5) 他法令等との関係（規則第4条第5号）

- ア 他法令に係る申請の状況を記載した書類
- イ 他法令に係る処分があったことを証する書類

*7 所有権、永小作権、地上権、賃借権、抵当権、先取特権、入会権等の権利及び裁判所が命ずる保全処分等をいう。

(6) 資力及び信用があることを証する書類（規則第4条第6号）

- ア 資金の調達方法等
- イ 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

(7) その他（規則第4条第7号）

- ア 河川又は排水施設の管理者の同意書
- イ 全体計画の概要及び期別計画の概要を明示した書類等

3 申請書類の作成に当たって

(1) 基本的事項

- ア 徳島県林地開発許可基準の要件を満たしたものであること。
- イ 書類はJIS規格（日本工業規格）のA4縦判を基本とし、これにより難しいものについてはA4横判又はA3横判によるものとする。また、やむを得ずA3判を超える場合においてはA4縦判の図面袋に収納することとし、表に在中の図面の種類、枚数等を明示すること。
 - (ア) 面積はヘクタールを単位とし、小数第5位以下を切り捨て、第4位まで記載すること。ただし、別に定めのある場合を除く。
 - (イ) 図面には、図面の名称とともに、縮尺、方位及び凡例を記載すること。
 - (ウ) 図面の縮尺は(2)を基本とし、縮尺に定めのない図面については、開発行為の内容が確認できる適切なものとする。
- ウ 書類の編さんに当たっては、2の添付書類について、中表紙等を用いて種類ごとに区分するとともに、書類の一覧を明示した目次を付すこと。

(2) 作成要領

種類（記載項目）	作成に当たって
林地開発許可申請書	別記第1号様式による。
（申請者住所氏名）	許可を受けようとする者（申請者＝開発行為予定者）について、次の書類を添付することとし、連絡先電話番号についても記載すること。 <ul style="list-style-type: none">ア 法人（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）を添付するとともに、所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。

	<p>イ 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類を添付するとともに、所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。</p> <p>ウ 個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類を添付するとともに、住所及び氏名を記載する。なお、氏名を自署する場合は押印を省略することができる。</p>
(開発行為に係る 森林の所在場所)	<p>開発行為をしようとする対象民有林の所在地が2筆以上にわたる場合は、そのうち1筆を記載し、その他の地番については別紙に取りまとめた上で「ほか〇筆」として差し支えない。（全筆数が6筆である場合は、「ほか5筆」となる。）</p>
(開発行為に係る 森林の土地の面積)	<p>開発行為をしようとする土地のうち、林地開発区域の面積を記載する。</p>
(開発行為の目的)	<p>次に留意の上、「住宅地の造成」、「土石の採取」、「工場用地の造成」、「太陽光発電設備の設置」など最終的な開発行為の目的が明らかとなるよう具体的に記載する。</p> <p>ア 土石を採取した後、資材置き場等として使用を予定している場合においては、「土石の採取及び資材置き場の造成」などと併記する。</p> <p>イ 「土石等の採取」とした場合、開発行為が終了した後は、確実な成林が見込まれない硬岩切土面等を除き、樹木の植栽等により森林又は緑地に復元する必要があるので注意すること。</p>
(開発行為の施行 体制)	<p>防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類とは、開発行為の施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類として次の写し等を添付すること。</p> <p>ア 建設業法許可書（土木工事業）</p> <p>イ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）</p> <p>ウ 預金残高証明書</p> <p>エ 納税証明書</p> <p>オ 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名</p>

	簿) カ 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）
(備考)	開発行為の実施に当たって許認可等を必要とするときは、その手続状況等について記載する。 (例) ○○法に基づく○○許可：○年○月○日申請済み
位置図	縮尺1/50,000以上の地形図に、次に掲げる事項を記載して作成する。 ア 開発行為をしようとする区域（以下「事業区域」という。） イ 捨土が発生する場合には、その処理を行う区域
区域図	縮尺1/5,000以上の等高線入りの図面に、次に掲げる事項を記載して作成する。 ア 事業区域、開発行為をしようとする森林の区域（以下「森林区域」という。）及び林地開発区域 イ アの区域を明示するのに必要な範囲内における県界、市町村界、市町村の区域内の町及び字の境界 ウ アの区域及び隣接する区域に係る土地の地番及び形状 エ 区域内に里道、水路等法定外公共物が存する場合にあっては、その形状
事業計画書	別記第2号様式により作成する。
(土地利用計画)	ア 別紙1を参考にそれぞれの面積を実測により算出し、作成する。 (ア) 「用地の現況」は、事業区域の現況を森林（対象民有林）、保安林、農地、その他に区分して記載する。 (イ) 「転用後の用途」のDからFには、道路敷、事業用地など開発行為実施後の用途を記載する。用途が多岐にわたる場合は、欄を追加すること。 イ 残置森林率及び森林率は、開発行為の目的に応じて許可基準を満たすものとする。
(資金の調達方法)	ア 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。） イ 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証

	<p>明等、資金の調達方法に応じ添付する。)</p> <p>ウ 自己資金は、原則として、防災施設の整備に要する経費以上が確保されていること。</p> <p>エ 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料</p> <p>オ 納税証明書</p> <p>カ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）</p> <p>キ 添付する証明書等は、申請前おおむね3か月以内に発行されたものとする。</p>
(施工工程)	<p>ア 主な工種についてバーチャートを用いて計画を記載することとする。行為期間が長期に及ぶ場合は、3か月ごとの記載として差し支えない。</p> <p>イ 防災施設等の設置を先行して実施するように計画すること。</p> <p>ウ 工区を分けて、分割して完了を予定する場合には、その旨がわかるように記載すること。</p>
開発行為をしようとする森林の所在場所及び権利状況 (2-1)	<p>林地開発区域内の全ての地番について大字・小字別に昇順で記載することとし、合計は別紙1のgに一致させる。</p> <p>(ア) 「所在場所」欄は、1筆ごとに記載し、1筆の土地の一部である場合は、地番の後に『(一部)』と記載すること。</p> <p>(イ) 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、抵当権等について該当するものを記載する。</p>
土地利用計画明細表 (2-4)	<p>対象民有林だけでなく、事業区域に含まれる全ての土地の地番について記載する。</p>
開発区域内における法令等に基づく制限等 (2-7)	<p>ア 国の機関による許認可等を必要とする場合は、「その他」に記載する。</p> <p>イ 「手続」欄は、該当する法令等について○を付し、申請時点における手続状況（許可済み、○年○月申請中など）を記載する。</p>
残置森林等の管理に関する誓約書 (2-8)	<p>ア 土地の所有者が開発行為予定者以外の者である場合には、原則として開発行為予定者と森林所有者の連名によること。</p> <p>イ 面積はヘクタールを単位として小数第2位まで記載すること。</p>

	ウ 開発行為に係る地番が多岐にわたる場合は、別に土地利用計画平面図を添付して差し支えない。
現況図	縮尺1/5,000以上の等高線入りの図面に、次に掲げる事項を記載して作成する。 (ア) 事業区域及び林地開発区域 (イ) 関係法令の規制区域 (ウ) 土地の利用現況（農地、宅地、道路等）
流域現況図	縮尺1/10,000以上の等高線入りの図面に、次に掲げる事項を記載して作成する。 (ア) 流域の地形 (イ) 河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）
土地利用計画図	ア 縮尺1/5,000以上の等高線入りの図面に、次に掲げる事項を記載して作成する。 (ア) 切土、盛土等行為の形態別の施行区域 (イ) 法面の位置、形状及び小段 (ウ) 施設又は工作物の種類毎の位置 (エ) 残置し、又は造成する森林若しくは緑地の区域 (オ) 縦・横断測点又は測線 イ 捨土の処理を行う箇所についても同様に作成すること。 ウ 工区を分けて、分割して完了を予定する場合には、その旨がわかるように記載すること。
造成計画縦横断図	土地利用計画図で表示した測点又は測線を記入し、施行前の地盤高を示すとともに、施行後の計画高、法面の勾配及び施行する工作物等を示した図面とする。
土工定規図	標準の断面に法面勾配、排水施設、工作物の構造、切土、盛土の法面保護施設及び盛土における一層の仕上げ厚等を示した図面とする。
防災施設詳細図	擁壁、えん堤、洪水調節池等の構造及び施設計画の詳細を示した図面とする。（森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設に該当する図面があれば、あわせて提出すること。）
排水施設計画図	施行する排水施設の規模及び勾配並びに流末処理に至るまでの水路状況等を示した図面とする。
施工中災害防止図	施工中の災害の防止するための施設等の位置及びその詳細を示した図面とする。（仮設の防災施設に該当する図面があ

	れば、あわせて提出すること。)
開発求積図	縮尺1/5,000以上の図面に、事業区域内の地番毎及び用途別の面積を示したものとする。なお、その際の実面積は、三斜求積法又は座標求積法により求める。
登記事項証明書	ア 森林区域内の全ての土地に係る登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）とし、申請前おおむね3か月以内に発行されたものとする。 イ 登記事項証明書に記載されている権利者と現在の権利者が異なる場合には、売買契約書等により現在の権利者が真の権利者であることが確認できる書類を添付すること。
公図の写し	森林区域内の土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条地図の写しに、事業区域等を明示する。
施行の妨げとなる権利を有する者の同意書等	ア 森林区域内の森林において施行の妨げとなる権利が課せられている場合において、別記第3号様式の施行同意書を作成するとともに、次の書類を添付する。 （ア）同意をした者の印鑑証明書 （イ）同意をした者が開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有することを証する書類 イ 共有林である場合には、別途、共有権者の同意状況を明示した名簿を作成すること。
その他	ア 一時利用 ^{*8} の場合には、利用後の原状回復方法を明示した書類 イ 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要を明示した書類 ウ 河川又は他の排水施設に排水する場合には、当該河川又は排水施設の管理者等の同意書 エ 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類 オ その他知事が必要と認める書類

[注] 現況図、土地利用計画図及び開発求積図は、できるだけ同一縮尺で作成すること。

*8 開発行為の目的が土石の採取等の場合であって、森林を一時的に利用し、跡地を植栽等により再び森林として利用するものをいう。

4 他法令等との関係

法以外の許認可を必要とするときは、できるだけ林地開発許可申請と同時に手続を行うものとする。

5 許可の決定

申請に対する許可処分は、農林事務所が交付する許可決定の通知書によってその効力を生じる。

なお、開発行為の許可又は不許可の処分決定に係る標準的な処理期間は、農林事務所が補正された許可申請書類を受理した後 90 日間とする。

第4 開発の実施から完了まで

1 許可条件の遵守

第3の5の林地開発許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、開発行為の実施に当たっては、決定通知書に付された条件を遵守して適正に行わなければならない。

[一般的に付される条件例]

- ・申請書及び添付書類の内容に従って開発行為を実施すること。
- ・県の職員が開発行為の施行状況について調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- ・開発行為の計画を変更しようとするときは、許可の変更申請を行うこと。
- ・開発行為の施行中に災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、適切な処置を講じること。
- ・開発行為は、排水・沈砂池等の防災工事施設及び森林の有する公益的機能を維持するための施設の設置を先行し、切土、盛土、捨土その他の行為は、下流域に被害を与えることのないよう安全を確認した上で行うこと。
- ・切土、盛土又は捨土は、強雨時及び台風襲来時には行わないこと。また、強雨時及び台風襲来時には施工中の切土、盛土又は捨土が流出し、又は崩壊しないよう措置を講じること。
- ・関係する法令による許可を受けた後に開発行為に着手すること。

2 着手

開発事業者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく別記第4号様式の着手届を提出するとともに、次により措置するものとする。

(1) 標識の掲示

開発行為が完了するまでの間、事業区域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該開発行為に係る現場の見やすい場所に別記第5号様式により作成した標識を掲示する。

(2) 防災施設等の先行設置

開発行為の実施に当たっては、擁壁、えん堤、洪水調節池等防災施設の設置を先行して行うものとする。なお、法第10条の2第4項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付した場合には、県の職員が、当該防災施設等が計画書の内容のとおり設置されたことの確認を行うまでの間は、当該特定の開発行為を行わないものとする。

3 行為の実施

開発事業者は、開発行為の実施に当たっては、次に留意してするものとする。

(1) 施工状況写真の整備

ア 開発行為が適正に施工されたかどうかを後日確認するため、次のとおり行為の進行に係る写真を撮影し、完了確認調査まで整備しておくものとする。

(ア) 事業区域及び各構造物の設置状況について、着手前と完了後の状況を同一場所から撮影すること。特に、完成後に外部から明視できなくなる工作物については、その寸法・形状・厚さなどがわかるようにしておくこと。

(イ) 撮影に当たっては、被写体にスケール、ポール、箱尺等を当て、構造物の寸法が明確に読み取れるようにすること。あわせて、工種、設計寸法及び仕上がり寸法、撮影年月日等を記載した小黒板を写し込むこと。

(2) 伐採の届出

開発行為の実施に当たって立木の伐採をしようとする場合には、法第 10 条の 8 に規定する伐採の届出を要しない。

(3) 施行状況の報告

開発事業者は、許可の期間中、毎年 5 月 31 日現在の施行状況について、同日から 10 日以内に別記第 6 号様式の施行状況報告書を提出するものとする。

4 開発行為の計画の変更

開発事業者は、許可の期間中に次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別記第 7 号様式の変更許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

この場合においては、内容に応じて第 3 の 2 に準じた書類を添付し、変更内容を明確にするものとする。

(1) 重要な変更

次に該当する計画の変更とし、提出部数は 2 部とする。

ア 開発行為の目的の変更

イ 開発行為に係る森林の土地の面積が、2 割を超える増又は 1 ヘクタールを超える増

ウ 重要工作物の変更（擁壁、えん堤、洪水調節池等主要な防災施設の新設又は廃止及び防災施設の構造又は位置の変更）

エ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係る森林の土地の面積が、0.5 ヘクタールを超える変更又は 2 割を超える増

オ その他許可時に重要な変更として指示を受けた変更

(2) 軽微な変更

(1)に該当しない計画の変更とする。

(3) 審議会への諮問

次に該当する場合は、あらかじめ徳島県森林審議会に諮問するものとする。

ア 変更に伴い、開発行為に係る森林の区域に、徳島県豊かな森林を守る条例第14条で規定する第一種森林管理重点地域を含むもの

イ 変更に伴い、開発行為に係る森林の土地の面積が新たに10haを超えて増加するもの

ウ 変更に伴い、開発行為に係る森林の土地の面積が10ha毎を超えて増加するもの

(4) 徳島県林地開発許可基準

開発行為に係る森林の土地の面積の変更、又は重要工作物の変更をしようとするときは、令和8年4月1日付け森第28号の徳島県林地開発許可基準で掲げる要件を満たさなければならない。

5 その他の変更

開発事業者は、許可の期間中に次に掲げる変更があった場合には、変更の事実が生じた後、速やかに届け出るものとする。

(1) 開発事業者の住所又は氏名等の変更が生じたとき

次に該当する場合は、別記第8号様式の変更届に当該事実が証明される登記簿謄本を添えて提出する。

ア 開発事業者の住所又は氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名をいう。以下同じ。）の変更が生じたとき

イ 工事施工者の住所又は氏名の変更が生じたとき

ウ 林地開発許可に係る土地の権利等に変更が生じたとき

(2) 開発行為の権利を譲渡したとき

開発事業者が開発行為に係る土地の権利を第三者に譲渡したときは、別記第9号様式の譲渡届及び当該土地に係る登記簿謄本を添えて提出する。

(3) 開発事業者から開発行為の地位を承継したとき

開発行為に係る土地の権利を譲渡された場合又は相続、開発事業者たる法人の合併若しくは分割により開発事業者の地位を承継した場合、開発行為に係る地位を承継した者は、別記第10号様式の地位承継届に次の事実を証明する書類（第3の第2号及び第3号を準用した書類とする）添えて提出する。この場合において、

権利の承継を受けた者を、以後、「開発事業者」とみなす。

ア 当該承継があったことを証明する書類

イ 開発行為の施行能力を証明する書類

ウ 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証明する書類（ただし、開発行為を着手するにあたっては、全ての権利者から同意を得ておくこと）

6 災害発生時における措置

開発事業者は、開発行為の期間中、災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

また、開発行為に起因する災害が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに別記第 11 号様式の災害発生届を提出し、指示を受けるものとする。

7 開発行為の中止等

開発事業者は、許可を受けた開発行為の中止等をしようとするときは、あらかじめ次により届け出るものとする。

(1) 開発行為の中止又は廃止

次に該当する場合は、別記第 12 号様式の中止（廃止）届を農林事務所に提出するものとする。

この場合においては、現に開発行為をしている土地の防災措置を講じることとし、措置に係る図書又は計画図書を添付するものとする。

ア 中止とは、開発行為を一時中断しようとする場合をいう（ただし、中止する期間は許可された期間内に限る）。

イ 廃止とは、今後開発行為が行われなくなったか、若しくは開発行為面積が 1 ヘクタール以下（太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の場合は 0.5 ヘクタール以下）になった場合をいう。

(2) 中止した開発行為の再開

(1)の アにより中止した開発行為を再開しようとする場合は、別記第 13 号様式の再開届に再開後の工程の計画を示した書類を添えて農林事務所に提出するものとする。

(3) 廃止した森林の所在場所で、新規又は再開に関わらず開発行為をしようとする者は、別記第 1 号様式により法第 10 条の 2 第 1 項に基づく許可を受けるものとする。

8 許可期間の延長

開発事業者は、許可の条件として付された期間内に当該開発行為の完了が見込めなくなったときは、第2の事前手続を準用して事前協議を行うとともに、第4の4を準用して期間の延長に係る変更許可申請を行い、許可された期間が途切れないようにするものとする。

9 完了

(1) 完了届

開発事業者は、林地開発許可に係る全ての開発行為（あらかじめ工区を区分していた場合は、その工区）が完了した場合には、速やかに別記第14号様式の完了届に次の書類を添えて提出するものとする。

ア 工程表

イ 行為完成後の現況写真

(ア) 行為状況の全体が把握できる写真

(イ) 残置又は造成する森林若しくは緑地の箇所ごとの写真

ここで、表土の侵食防止を目的とする植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、成績判定及び経過観察を行った上で完了とする。

(ウ) (イ)の写真の撮影位置を明示した土地利用計画図

ウ 重要工作物の完成後の平面図

エ 完成後の別紙様式2-4の土地利用計画明細表

(2) 完了確認

開発事業者は、県の職員による開発行為の内容確認に立会し、必要な説明を行うものとする。この場合において、県の職員から手直し等に係る指示を受けたときは、これに従うものとする。

10 部分完了

次の全ての事項に該当するときは、許可の期間中であっても県の職員の確認を受けた上で開発行為の一部を完了することができる。

部分完了の確認を受けようとする開発事業者は、別記第15号様式の部分完了届に9の(1)に準ずる書類を添えて提出するものとする。

(1) 当初又は変更の申請時にあらかじめ工区等の区分がなされており、部分完了の確認を受けようとする区域がその工区等の全部分であること。

(2) 部分完了の確認を受けようとする開発行為が申請の内容及び許可に付した条件に従って行われていること。

- (3) 部分完了の確認を受けようとする工区内及びその周辺の地域で災害の発生のおそれがないように措置されていること。

11 書類の提出先及び部数

(1) 提出先

書類の提出先は、林地開発許可を受けた農林事務所とする。

(2) 提出部数

2から10に掲げる書類の提出部数は、特に定めのある場合を除いて1部とする。

第5 連絡調整

1 連絡調整

第1の6の(1)又は(3)による開発行為をしようとする者（以下「開発行為者」という。）は、あらかじめ別記第16号様式の開発協議書に位置図、調査図、事業計画書（別記第2号様式のみ）、その他必要な書類を添えて農林事務所と協議し、連絡調整を図るものとする。

この場合における書類の提出部数は2部とする。ただし、市町村の長が協議主体となる場合にあつては1部とする。

2 着手から完了まで

(1) 開発行為の実施

開発行為者は、連絡調整により農林事務所の同意のあつた後に、協議書の内容に従って開発行為を実施するものとする。

開発行為の実施に当たって立木の伐採をしようとするときは、法第10条の8の規定により、行為地を管轄する市町村長に対し、伐採を開始しようとする日の90日前から30日前までの間に伐採の届出をするものとする。

(2) 計画の変更

開発行為者は、協議を了した後、次による計画を変更しようとするときは、別記第17号様式の変更協議書に1を準用した図書を添えて農林事務所と協議し、連絡調整を図るものとする。

この場合における書類の提出部数は1に準ずる。

ア 開発行為の目的の変更

イ 開発行為に係る森林の面積（林地開発面積）の2割を超える増又は1ヘクタールを超える増

ウ 擁壁、えん堤、洪水調節池等主要な防災施設の新設又は廃止及び防災施設の構造又は位置の変更

(3) 開発行為の完了

開発行為者は、開発行為が完了したときは、別記第18号様式の完了届を農林事務所に提出し、確認を受けるものとする。

第6 その他

1 許可の対象とならない森林における開発行為の制限

第1の2により林地開発許可の対象とならない森林において、伐採や土地の形質変更をしようとするときは、別途法令等の規制がかかることとなるので注意することとする。

ア 法第25条による保安林にあつては、法第34条第1項の伐採許可又は同条第2項の作業許可

イ 法第41条による保安施設地区にあつては、法第34条第1項を準用した伐採許可又は同条第2項を準用した作業許可

ウ 海岸法第3条による海岸保全区域内の森林にあつては、同法第7条又は第8条の許可

2 小規模な開発行為の制限

第1の3の規模に満たない開発行為にあつては林地開発許可を要しないが、行為に当たり対象民有林において立木の伐採をしようとするときは、法第10条の8の規定により、行為地を管轄する市町村長に対し、伐採を開始しようとする日の90日前から30日前までの間に伐採の届出をしなければならない。

【別紙 1】用語の説明及び関係

1 用語の意味

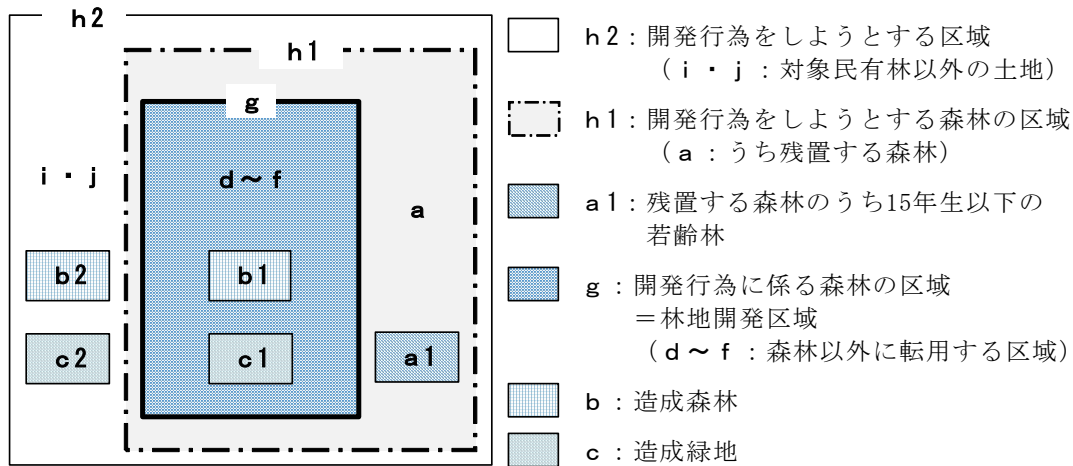
本手引で用いる用語の意味及び用語相互の関係は次によるものとし、別記第2号様式の事業計画書の「4 土地利用計画」の作成に当たっては、これを用いる。

用語（記号）	意味
1 開発行為をしようとする区域 （事業区域、h2）	開発事業者が権原を持ち、一体として事業を行おうとする区域であって、対象民有林に含まれない森林、農地、許可の対象とならない保安林、その他の全ての土地を含んだ区域とする。この場合、土地の形質の変更等を予定している土地だけでなく、土地の形質を変更しない周辺部の土地を含む。
2 開発行為をしようとする森林の区域 （森林区域、h1）	1の事業区域のうち、許可の対象とならない森林を除いた対象民有林の区域とする。この場合、土地の形質の変更等を予定している土地だけでなく、土地の形質を変更しない周辺部の土地を含む。
3 開発行為に係る森林の区域 （林地開発区域、g）	2の森林区域のうち、土地の形質を変更する予定の区域とする。この場合、一時的に土地の形質を変更する区域を含む。 申請書の「開発行為に係る森林の土地の面積」には、この面積を記載する。
残置森林（a）	2の森林区域のうち、土地の形質を変更せず森林のまま保全する区域とする。
造成森林（b）	土地の形質の変更を行った後に、植栽により造成する森林をいう。
造成緑地（c）	土地の形質の変更を行った後に、草本等により緑化する区域をいう。
保安林（i）	法第25条により指定された森林をいい、法第41条により指定された保安施設地区等を含む。いずれも林地開発許可の対象とならない。
農地・その他（j）	事業区域内であって、対象民有林以外の区域とする。事業区域内に対象民有林に含まれない森林が存する場合は、「その他」を含む。

[事業計画書のうち「土地利用計画」]

転用後の用途 土地区分	残置森林		開発行為に係る区域					小計 G = B ~ F	計 H = A + G
	A	うち 若齢林 A1	造成 森林 B	造成 緑地 C	D	E	F		
森林区域	a	a1	b1	c1	d	e	f	g	h1
保安林									
農地			b2	c2					
その他									
計									h2

[各用語の位置関係]



2 残置森林率又は森林率

許可基準により開発行為の内容に応じて求められる残置森林率又は森林率は、次の算式により算定する。

(1) 残置森林率

$$\frac{\text{残置森林面積 (a)} - \text{若齢林面積}^{*9} (a1)}{\text{森林区域の面積 (h1)}} \times 100 (\%)$$

開発行為の目的	必要な残置森林率
別荘地の造成	$(a - a1) \div h1 \times 100 \geq 60\%$
ゴルフ場の造成	$(a - a1) \div h1 \times 100 \geq 40\%$
宿泊施設、レジャー施設の設置	

*9 残置森林率の算定に当たっては、森林機能が十分に発揮されるまでに至らない15年生以下の若齢林(a1、伐採跡地を含む)は除外する。

(2) 森林率

残置森林面積 (a) + 造成森林面積*10 (b)

森林区域の面積 (h1) × 100 (%)

開発行為の目的	必要な森林率
ゴルフ場の造成	$(a + a1 + b1) \div h1 \times 100 \geq 50\%$
宿泊施設、レジャー施設の設置	
工場、事業場の設置	$(a + a1 + b1) \div h1 \times 100 \geq 25\%$
住宅団地の造成	$(a + a1 + b1 + c1 + b2 + c2) \div h1 \times 100 \geq 20\%$

*10 開発行為の目的が「住宅団地の造成」である場合には、森林率の算定に当たり、対象民有林以外の区域に造成する公園、緑地（法面緑地を含む。）などを造成森林、造成緑地として含めることができる。

【別紙 2】洪水調節池等の設置に係る計画例

1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30 年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いることができる。以下同じ。）で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

[注] ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1)の地点のうち、開発中及び開発後の 30 年確率降雨により想定される無調節のピーク流量 (Q'_{i30}) が開発前のピーク流量 ($Q_{o i 30}$) に対して 1%以上増加する地点 (i) を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が 1%未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないとの判断が示された場合には、その地点も選定する。

- (3) (2)の地点が生じない場合には、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 による洪水調節池の設置は不要となる。

なお、(2)の地点が生じない場合であっても、同項第 1 号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、洪水調節池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為により影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1の(2)で選定した各地点について、それぞれ開発前の 30 年確率降雨により想定されるピーク流量 ($Q_{o i 30}$) を超えない洪水調節池等からの放流量 ($q_{i 30}$) を算定する。

[注] 洪水調節池等からの放流量 ($q_{i 30}$) の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、例として次の式による。

$$q_{i 30} = Q_{o i 30} \times \frac{a \times f_o}{A_i \times F_o i}$$

A_i : 選定した各地点の集水面積 (ha)
 F_{oi} : 選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数
 a : 洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)
 f_o : 洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

(2) (1)で算出した各地点の洪水調節池等からの放流量 (q_{i30}) が最小となる地点 (j) を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点 (j) に比べ流下能力が著しく小さい地点 (k) が存在する場合 (地点 (j) において n_j 年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができ、地点 k において n_k 年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年が $n_j > n_k$ となる場合) 又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点 (k) も当該地点として選定する。

いずれの場合においても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である。

3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

(1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量 (q_{i30}) を 30 年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 (q_{pc30}) として決定する。

(2) 当該地点が地点 (j) の場合、地点 (j) における開発前の n_j (当該地点が地点 (k) の場合には n_k とする。以下同じ。) 年確率降雨で想定されるピーク流量 (Q_{onj}) をもとに、当該洪水調節池等からの放流量 (q_{jn_j}) を算定し、これを n ($=n_j$) 年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 (q_{pcn}) として決定する。

[注] n_j 年確率降雨における当該洪水調節池等からの放流量 (q_{jn_j}) の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、例として次の式による。

$$q_{jn_j} = Q_{onj} \times \frac{a \times f_o}{A_j \times F_{oj}}$$

- A_j : 地点 j の集水面積 (ha)
 F_{o_j} : 地点 j の集水区域の開発前の流出係数
 a : 洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)
 f_o : 洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における 30 年及び n 年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量 (q_{30} 及び q_n) を 30 年及び n 年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 (q_{pc30} 及び q_{pcn}) に調節できる容量に決定する。

[注] 洪水調節池等の容量の計算は、簡便法 (確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調節容量を簡便に求める方法)、厳密計算法 (洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調節容量を求める方法) その他の適切な方法により行う。

n 年確率降雨も考慮するのは、30 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によっては n 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30 年及び n 年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、 n 年から 30 年の間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量についておおむね調節できると考えて差し支えない。